

令和 3 年 9 月 1 4 日

洞爺湖町議会令和 3 年 9 月会議  
町長行政報告（追加）

番 号                      件                      名

- 1  服務規程違反等による職員の懲戒処分について
- 2  特別職の給与減額について

## 1 服務規程違反等による職員の懲戒処分について

このたび、町職員4名において、繰り返される遅刻や不適切な時間外勤務などの服務規程違反、上司や町民への暴言やセクシャルハラスメント行為といった職場内勤務秩序びん乱、給与の不正領得並びに公金の不適切な処理が行われていることが判明しました。

町としましては、全体の奉仕者としてあるまじき行為であるため、弁護士にも相談し、懲戒審査委員会による本人からの事情聴取や弁明の機会を付与しながら、慎重に非違行為を確認したところであります。

町民との信頼関係を損なう、このような行為が発生したことは誠に遺憾であり、議員並びに町民の皆様へ深くお詫び申し上げます。次第でございます。今後は職員に対する指導や教育を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

なお、関係職員の処分に関しましては、2名の停職処分、1名の減給処分、1名の戒告処分とし、所属長を監督責任から厳重注意としたところであり、給与の不正領得については、当事者に返還請求を行っております。

## 2 特別職の給与減額について

今般の職員の服務規程違反等の非違行為及び教育長行政報告にありました教育委員会職員による保育料の不適切な処理の最終的な監督責任として、町長、副町長及び教育長の給料の減額に係る議案を追加提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、教育委員会職員の処分につきましては、教育長行政報告のとおりでございます。